

企業向け

農業参入 ハンドブック

令和5年9月
北海道農政部

企業の農業参入に関する北海道の考え方

農業の担い手の減少や高齢化が進行する中、本道農業・農村が持続的に発展していくためには、民間企業の農業参入などにより多様な担い手を確保していくことが重要と考えています。

このため、北海道では平成28年度から農業参入に関心がある企業の相談窓口として「企業連携サポートデスク」を設置して、各種情報提供や地域と企業のマッチングなどに取り組み、企業の農業参入を推進しています。

北海道農業の概要

- 適地適作を基本に、振興作目やブランド化が図られ、各地域に産地が形成されています。
- 各地域の特徴は以下のとおりです。

農業産出額 2,488億円 (R1)



道東（酪農）・道北 地域

宗谷・釧路・根室

この地域では、冷涼な気候を活かしたEU諸国に匹敵する大規模な草地形酪農が展開されています。

道央地域

空知・石狩・胆振
日高・上川・留萌

この地域では、稲作を中心に、野菜や競種馬、肉用牛など地域の特色を活かした農業が行われています。



資料：農林水産省「市町村別農業産出額」

道東（畑作）地域

オホーツク・十勝

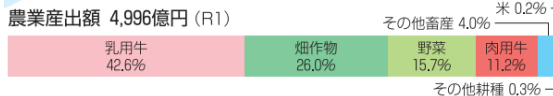
この地域では、麦類、豆類、てん菜、馬鈴しょを中心とした大規模で機械化された畑作や酪農畜産が行われています。

道南地域

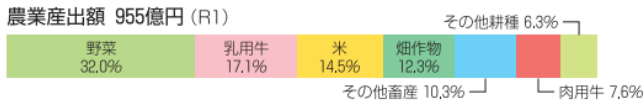
後志・渡島・檜山

この地域では、稲作や施設園芸、畑作、果樹などの集約的な農業が行われています。

農業産出額 4,996億円 (R1)



農業産出額 955億円 (R1)



農業参入する場合のパターン

農業参入希望企業

農畜産物を生産するか

生産する

生産しない

農地を利用するか

利用する

利用しない

農地を所有するか、借入するか

所有

借入

パターン1※

農地所有適格法人の要件を満たし（または要件を満たす法人を設立し）、農業を行う

企業が農地所有適格法人の要件を満たす法人を設立したり、既存の法人に出資して構成員として農業経営に参画するなどの形態です。

農業関連事業が売上高の過半を占める等の要件があります。

パターン2

農地を借り入れて農業を行う（解除条件付きの賃借権の設定）

企業が農地を借りて、自ら農作物の生産を行う形態です。
賃借契約において農地を適切に利用していない場合の解除条件を付すことなどの要件があります。

パターン3

農地を使わないで農業を行う

農地以外の土地を利用して、企業が生産施設（植物工場等）を建設して農業生産を行う形態です。

パターン4

農家の農作業を請け負う

農業機械販売業者等が所有する農業機械を使い、現在の会社組織のまま農作業を請け負い、作業料金を得る形態です。

※ 農地所有適格法人の条件を満たす法人は、農地の借入れも可能です。

農地所有適格法人として農業に参入する

「農地所有適格法人」とは、農地法に規定する次の4つの要件を全て満たした法人のことをいいます。農地所有適格法人は各要件による制約がありますが、農地を賃借するだけでなく所有することができます。

① 法人形態要件

農地法第2条第3項

- 法人形態が以下のいずれかであること
 - 株式会社（株式に譲渡制限があるもの）
 - 持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）
 - 農事組合法人

② 事業要件

農地法第2条第3項第1号

- 主たる事業が農業及びその農業に関連する事業であること
- 農業・農業関連事業の売上高が、事業全体の2分の1超であること

③ 構成員（議決権）要件

農地法第2条第3項第2号

- 農業関係者（農地提供者、法人の農業の常時従事者、農協等）の議決権が総議決権の2分の1超であること
- 農業関係者以外の者の議決権が2分の1未満であること
- ※ 農事組合法人の構成員は農民等に限定（3人以上）

④ 役員要件

農地法第2条第3項第3号、第4号

- 役員の過半数が農業の常時従事者（原則年間150日以上）であること
- 役員または重要な使用人のうち1人以上は農作業に原則年間60日以上従事すること

一般法人として農業に参入する

平成21年度より、「一般法人（農地所有適格法人以外の法人）」でも農地を借り入れて農業参入することができるようになりました。農地の賃借はできますが、農地を所有することは認められていません。

農地法に規定する次の要件を満たせば、現法人の形態のまま農業経営も行うことができます。農地所有適格法人が満たすべき事業要件や構成員要件等が無い場合、様々な事業展開の可能性が広がります。

① 農地の解除条件付き契約要件（賃貸契約に解除条件）

農地法第2条第3項

- 「北海道農地法関係事務処理要領」に規定される様式（契約書）に基づき、契約を行います。
- 農地が適切に利用されていない場合の措置として、原状回復・費用負担・損害賠償・違約金などを事前に取り決めるものです。

② 地域における適切な役割分担

農地法第2条第3項第1号

- 地域の維持発展の話し合いへの参加、農道・水路などの共同利用施設の利用条件の遵守、鳥獣被害対策への協力について協定の締結などを行います。

③ 業務執行役員の常時従事要件

農地法第2条第3項第2号

- 役員又は法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人のうち、一人以上が年間150日以上、法人の農業に従事することが可能かを確認します。
- 役員に限らず、農場長などの名称はこだわりません。

企業が農業参入（営農開始）するまでの手順

① 事業構想の作成

- 農業参入リスクの把握
- 農業への参入プランの明確化

…P6へ

② 参入地の選定

- 参入する地域の選定
- 参入する農地の選定

…P6へ

③ 参入地の決定（地元の合意）

- 農地や農村地域の理解

…P7へ

④ 経営計画の作成

- 具体的な経営計画の検討・作成

…P7へ

⑤ 農地の利用権取得

- 農地の権利移動
- 農業に関する法律や制度の理解

…P7へ

⑥ 営農開始

⑦ 農地の利用状況の報告

- 農業委員会への定期報告

毎年、事業の状況等をその農地等の所在地を管轄する農業委員会（該当する農業委員会が複数ある場合は、その複数の農業委員会）に、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告書を提出する必要があります。

（農地法第6条第1項及び同条の2）

なお、定期報告を行わない場合あるいは虚偽の報告を行った場合は30万円以下の過料が科せられます。

企業が農業参入（営農開始）するまでの手順（各論1）

農業参入リスクの把握

① 事業構想の作成 関連

農業は天候により農産物の収量や品質が左右され、市場価格の下落や気象災害等の被害により、投資した資金の回収ができないリスクが想定されますので、留意が必要です。

農業への参入プランの明確化

① 事業構想の作成 関連

「農業」といっても様々な分野があります。米、野菜、果樹、花き、畜産などの中から、市場性がある農産物を選定することが重要です。

農産物の生産においては、品目によって適した気象条件や土壌条件があるため、作りたい品目に合う候補地（農地）を選定することが重要です。

また、周囲の環境への影響が大きく、参入地域が限定される品目もありますので、候補地（農地）の選定にあたっては留意が必要です。

参入する地域の選定

② 参入地の選定 関連

参入プランを実践するためには、生産する品目等に適した農地の確保が必要です。生産しようとしている品目に適した気象条件・土壌条件や出荷・販売のための利便性などについて検討を行い、参入する地域の選定を行いましょう。

参入する農地の選定

② 参入地の選定 関連

参入希望地域における参入可能農地の有無について確認するため、まずは参入を希望している市町村の農業委員会へ相談しましょう。

企業が農業参入（営農開始）するまでの手順（各論2）

農業や農村地域の理解

③ 参入地の決定（地元の合意） 関連

農地は、農家にとって職場であるとともに、先祖から受け継いだ大切な資産です。住居と農地（＝職場）が近接する農村地域では、見知らぬ企業が参入するということに対して、農業生産や暮らしの両面から大きな不安を抱く住民も少なくなく、参入の際には地域社会との調和が不可欠です。

参入にあたっては、地域社会の一員となる気持ちを持ち、参入目的を説明するなどして、地域農家や関係機関から信頼を得られるようにすることが重要です。

具体的な経営計画の検討・作成

④ 経営計画の策定 関連

参入する地域や農地がおおよそ決まったら、設定した売上目標について具体的な経営計画の検討・作成を行いましょ。参入後の経営を安定させるためには、次の項目について、できる限り正確な情報を集め、経営計画を立てることが重要です。

- ・ 品目（作型・品種）ごとの生産規模（面積・生産量）
- ・ 生産物の販売計画（標準的な収穫量、販売単価、市場平均価格等）
- ・ 生産コスト（例）物財費：種苗費、肥料費、農薬費、農機具費など
諸経費：土地改良費、支払地代など
- ・ 労働時間（月別、旬別の労働時間配分）
- ・ 機械・施設等の利用計画
- ・ 資金計画

⇒道庁農業経営課ホームページに**経営計画書の参考例**を掲載しています。

⇒税理士などの専門家による参入計画の作成支援を受けられる場合があります。まずは、企業連携サポートデスクへお問い合わせください。

農地の権利移動

⑤ 農地の権利取得 関連

農地の売買や賃借では、当事者間の契約だけではその効力を生じません。農地所有者と耕作者との間の契約に加え、農地法、農業経営基盤強化促進法または農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく許可等を得る必要があります。

農地に関する法律や制度の理解

⑤ 農地の権利取得 関連

農業に関する関係法令として、農地法や農業経営基盤強化促進法等があります。企業が農業に参入する際、農地を利用した農業経営をする場合には、農地法や農業経営基盤強化促進法等による許可が必要となります。

農業技術の習得と人材の育成

企業の持つノウハウや資金力などは、農業参入において大きなメリットとなりますが、農業経営の成否は農産物の安定生産にかかっており、安定生産のためには農業技術の習得が欠かせません。

農業技術の習得は一朝一夕にはいきませんので、参入プランに明確に位置づける必要があります。

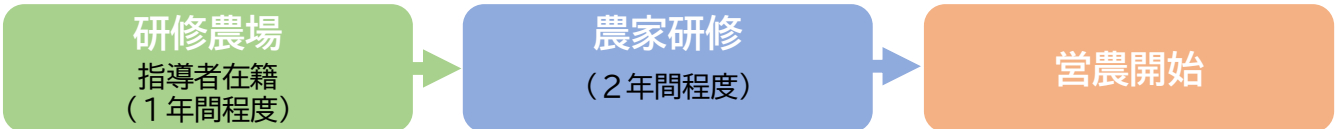
企業の農業参入においては

- ① 社員から技術者を育成する
- ② 技術を持つ農業者から指導を受ける …などの方法があげられます。
- ③ 外部から技術者を雇用する

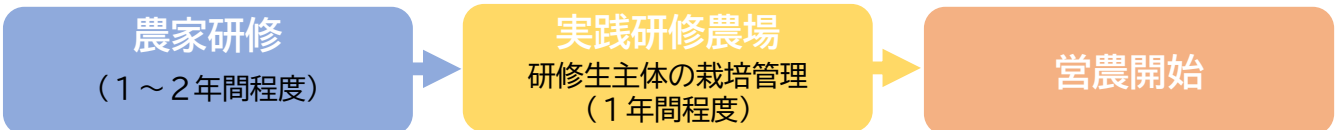
①の場合の技術習得については、以下のような例があります。

野菜の例

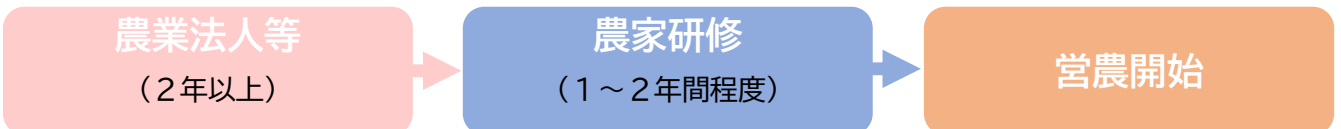
(ア) 研修農場（指導者が在籍）で基本的な野菜栽培技術を学び、その後農家研修で実践的な栽培技術を習得する。



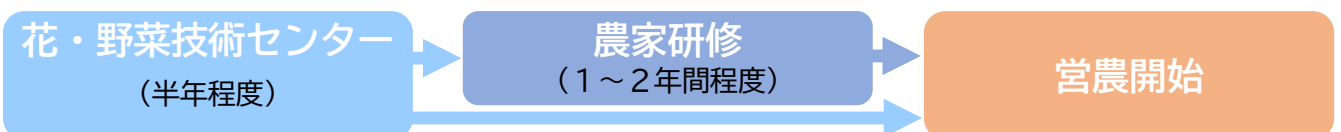
(イ) 農家研修で農作業手順を習得し、研修生主体の実践研修農場で模擬経営を行う。確実に技術習得を行うことができ、営農開始1年目から安定収量の確保を見込める。



(ウ) 農業法人で栽培技術を習得し、その後農家研修を経るなどして営農を開始する。



(エ) 花・野菜技術センター※の技術研修で基礎理論から実践技術までを体系的に習得し、その後農家研修を経るなどして営農を開始する。(※花・野菜技術センターについては、9ページをご参照ください。)



酪農の例

(ア) 酪農ヘルパーとして酪農家に代わって搾乳や餌やりなどの作業を行うことによって、技術習得を行う。

(イ) 農家研修で指導農業士など地域の先進的農家での研修によって、技術習得を行う。

(ウ) 法人従業員として、一時的に法人で働きながら技術習得を行う。

農業経営のサポート体制（北海道の機関）

北海道では、農業を担う人材育成の体制を整備しています。
 営農開始前（前）から、営農開始後（後）に渡って、技術面・経営面の幅広い支援を実施しています。

北海道立農業大学校

〒089-3675 中川郡本別町西仙美里25番地 1
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ngd/>

北海道農業を担う方々の学びの場であり、学生として養成課程・研修部門で2年、研究課程で2年学ぶことができます。また、外部の受講生を対象とした研修では、経営計画の作成や農業機械の操作など、実践的な知識や技術を身につけることができます。

| 研修等名 | 内容 | 研修等期間 | 対象 |
|---------------|---|-------|---------------------|
| 学生として入学 | | | |
| 養成課程・研修部門 | 畜産経営学科、畑作園芸経営学科、農業経営研究科が設置されており、プロジェクト学習など実践的な学習により農業経営者に必要な力を養います。 | 2年 | 前 後 (※注) |
| 研究課程 | 研究テーマに応じた高度な経営管理能力や技術の習得、6次化に向けた食品加工から販売、マーケティング等の知識・技術を習得します。 | 2年 | 前 (※注) |
| 一般研修 | | | |
| 新規参入者研修 | 農業の基礎的知識の習得や円滑な就農と経営の安定化を図るため、就農に向けての経営計画の策定手法や経営戦略について習得します。 | 4日 | 前 |
| 農業簿記 通信講座 | 農業経営に必要な基礎知識と手法の周到を目的として、農業簿記の基礎的な記帳から決算までの実務処理を演習します。 | 2日 | 前 後 |
| 農業経営者 育成研修 | 社会経済の情勢変化に対応し、農業・農村地域のリーダーにふさわしい指導力ある農業者を養成します。 【3コースあり】 | 6～10日 | 後 ※農業に従事して概ね3年以上 |
| 農業機械研修 | 農業機械の基本操作やスキルアップ、農作業に必要な資格取得などができます。 【9コースあり】 | 2～4日 | 前 後 |

※注：受験する課程、入校試験枠により受験資格が異なります。詳細は農業大学校ホームページや学生募集要項をご確認ください。

花・野菜技術センター

〒073-0026 滝川市東滝川735番地
<http://www.hro.or.jp/list/agricultural/research/hanayasai/>

「開かれた試験場」として、生産を担う人材の育成を目的に「北海道花き・野菜技術研修」を行っており、新規参入希望者も多数受講する、技術習得のための研修機関です。

| 研修名 | 内容 | 研修期間 | 対象 |
|--------|---|----------------|-----|
| 総合技術研修 | 受講者が要望する花き又は野菜の作物栽培を主体に、講義や視察研修などを通して基礎理論から実践技術までを体系的に学びます。 【花きコース、野菜コースの2コースあり】 | 約6ヶ月 | 前 後 |
| 専門技術研修 | 高度な専門技術を有する農業者や技術指導者の養成を目的に、担当する研究員等による個別指導を通じて課題解決や各種技術を習得します。 【4コースあり】 | 1年以内で 任意に設定 | 後 |

農業経営のサポート体制（北海道の機関）

北海道農業経営相談所

公益財団法人北海道農業公社に設置
<https://www.adhokkaido.or.jp/keisodan/keisodan>

道が（公財）北海道農業公社に設置している「北海道農業経営相談所」では、様々な農業経営課題に対応するため、コーディネーターや専門家を配置しています。

企業の農業参入においても、営農開始前の計画段階から営農開始後まで支援が可能です。

「北海道農業経営相談所」の活用にあたっては、まずは道庁農政部農業経営課の「企業連携サポートデスク」へご相談ください。

対象： **前** **後**

金融支援

農業に参入する上で必要となる資金について、支援する事業や制度を活用できる場合があります。

各事業・制度の詳細は道庁農業経営課ホームページに掲載の「農業制度金融の手引き」または、農林水産省ホームページに掲載の「農業経営支援策活用カタログ2023」などをご参照ください。

| 名称 | 区分 | 対象 | 支援内容 |
|-----------------------------|------|---|---|
| 青年等就農資金 | 出融資 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が過半を占める法人 ○ 青年等就農計画の認定を受けている（認定新規就農者） など | <ul style="list-style-type: none"> ● 資金使途 施設、機械の取得等（農地等の取得は除く） ● 借入限度額 3,700万円 (特認限度額1億円) |
| 雇用就農資金 (雇用就農者育成・独立支援タイプ) | 補助金等 | <p>【農業法人等の主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概ね年間を通じて農業を営む事業体等であること ○ 農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと など <p>【雇用就農者の主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則50歳未満の者であること ○ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること など | <ul style="list-style-type: none"> ● 助成額 年間最大60万円 (最長4年間) |
| 経営体育成強化資金 | 出融資 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業参入法人（原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないもの） など | <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額 農業参入法人： 1億5,000万円 |
| 農業近代化資金 | 出融資 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業参入法人（以下、同上） など | <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額 農業参入法人： 1億5,000万円 |
| 農林漁業法人等 投資育成事業 | 出融資 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業法人 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農業法人の自己資本の充実支援 ● 出資限度 出資先法人の総株主等の議決権の1/2以内 |

北海道への農業参入に関するお問い合わせは…

北海道農政部農業経営課内

企業連携サポートデスク

☎011-206-7364

企業連携サポートデスク 検索